

# AI ガバナンスレポート

2025年 11月

AI 法研究会

国際交流部会

---

## 目次

---

1. 日本の AI ガバナンスに対するアプローチ .....	1
1.1 日本のアプローチ:国際連携－日本のリーダーシップと貢献－ .....	1
1.2 日本のアプローチ:ソフトローとハードローの組み合わせ－ 新 AI 法+ガイドライン+既存法の部分改正の三層構造－ .....	1
1.2.1 包括的な AI:ソフトロー・アプローチ .....	2
1.2.2 個別分野:既存法(ハードロー)の部分改正 .....	3
1.3 まとめ .....	4
2. AI ガバナンスに関する政府ドキュメント .....	5
2.1 AI 事業者ガイドライン .....	5
2.1.1 AI 事業者ガイドラインについて .....	5
2.1.2 AI 事業者ガイドラインの対象 .....	5
2.1.3 本編 .....	5
2.1.4 別添(付属資料) .....	6
2.2 AI 戦略会議・AI 制度研究「中間とりまとめ」(2025 年2月4日) .....	6
2.2.1 AI 戦略会議・AI 制度研究「中間とりまとめ」の概要 .....	6
2.2.2 基本的な考え方 .....	6
2.2.3 AI のもたらし得るリスクと既存法令による対応 .....	7
2.2.4 具体的な制度・施策の方向性 .....	10
2.2.5 「中間とりまとめ」における事業者の責務 .....	10
2.2.6 おわりに .....	11
2.3 行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン(生成 AI 調達・利活用ガイドライン) .....	11
2.3.1 生成 AI 調達・利活用ガイドラインとは .....	12
2.3.2 対象者及び対象となる生成 AI .....	12
2.3.3 AI ガバナンス .....	12
2.3.4 高リスクな生成 AI の管理 .....	13
2.3.5 調達時のルール .....	13
2.3.6 ガバメントクラウドの利活用 .....	13
2.4 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律(AI 法) .....	14
2.4.1 AI 法とは .....	14
2.4.2 政府の司令塔機能、権限 .....	14
2.4.3 事業者の責務 .....	15
2.5 デジタル社会の実現に向けた重点計画 .....	15
2.5.1 重点計画とは .....	15
2.5.2 施策の例 .....	15

3. 知的財産 .....	17
3.1 文化審議会著作権分科会法制度小委員会「AIと著作権に関する考え方について」(2024年3月) .....	17
3.1.1 本文書の構成・背景 .....	17
3.1.2 本文書の内容 .....	17
3.1.3 おわりに .....	19
3.2 AI時代の知的財産権検討会「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」 .....	19
3.2.1 本文書の構成・背景 .....	19
3.2.2 基本的視点 .....	20
3.2.3 法的対応 .....	20
3.2.4 技術的対応 .....	22
3.2.5 対価還元にかかる契約による対応 .....	22
3.2.6 個別課題の所在とその対応 .....	23
3.2.7 横断的見地からの検討 .....	23
3.2.8 AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方 .....	23
3.2.9 まとめ .....	23
4. 個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直し-AIに関連する論点を中心に .....	25
4.1 はじめに .....	25
4.2 3年ごとの見直しの背景と経緯 .....	25
4.3 見直しの方向性 .....	25
4.3.1 AI開発と本人同意の緩和 .....	25
4.3.2 顔データ等の取得における周知義務 .....	26
4.3.3 病院等による学術研究目的での規制緩和 .....	26
4.4 今後の課題と展望 .....	26
5. 業界団体・企業の取組み .....	27
5.1 業界団体による取組み .....	27
5.1.1 一般社団法人AIガバナンス協会(AIGA) .....	27
5.1.2 日本ディープラーニング協会(JDLA) .....	27
5.1.3 一般社団法人金融データ活用推進協会(FDUA) .....	28
5.1.4 日本デジタルヘルス・アライアンス(JaDHA) .....	28
5.2 企業による取組み .....	28
5.2.1 ソニーグループ .....	29
5.2.2 富士通 .....	29
5.2.3 NTT .....	29
5.2.4 ソフトバンク .....	30
5.2.5 ABEJA .....	30
5.2.6 Preferred Networks .....	30



# 1. 日本の AI ガバナンスに対するアプローチ

---

## 1.1 日本のアプローチ:国際連携－日本のリーダーシップと貢献－

現在、「第3次 AI ブーム」(深層学習の進展で AI が実用化された時期)を迎えるにあたり、同時に AI がもたらすリスクが課題になっている。AI のリスクへのアプローチとして、EU の AI 法や、AI 技術先進国である米国や中国における取組みが注目されがちだが、日本は実は世界でも AI ガバナンスに早く乗り出しており、世界の AI ガバナンスの議論に貢献している。2016年に日本がG7サミット(伊勢志摩サミット)の議長国となった際には、同年4月に香川県高松市で開催された「G7情報通信大臣会合」で、当時の高市早苗総務大臣のリードのもと、日本がAIの研究開発に関する8原則<sup>1</sup>のたたき台を紹介し、それを基にして「AI 開発ガイドライン」の策定に向け、引き続き G7 各国が中心となり、OECD(経済協力開発機構)等国際機関の協力も得て議論していくことで合意がなされた。次節で説明する日本の「人間中心の AI 社会原則」、「国際的な議論のための AI 開発ガイドライン」や「AI 利活用ガイドライン」は、その後国際社会における AI ガバナンス議論の基礎となり、2019年のOECD原則やG20のAI原則にも大きく貢献している<sup>2</sup>。

そして、2023年に日本がふたたびG7の議長国となった際には、同年5月にG7サミット(広島サミット)の結果を踏まえて、2022年末から急速に発展・普及し、国際社会全体の重要な課題となっている生成 AI の可能性とリスクを議論するために、「広島AIプロセス」という国際的な枠組みを立ち上げた<sup>3</sup>。2023年12月には、安全、安心で信頼できる高度な AI システムの普及を目的とした 11 の原則を示した指針(Guiding Principles)<sup>4</sup>と 11 個の行動規範(Code of Conduct)<sup>5</sup>からなる初の国際的政策枠組みとして「広島 AI プロセス包括的政策枠組み」ができ、G7首脳に承認された。広島 AI プロセスはG7の国々だけでなく、新興国や民間セクター、学術界、市民社会等、多様な主体に輪を広げることで AI に関する包摂的な国際ガバナンスの形成が促進され、世界中の人々が安全に、そして安心・信頼して AI を利用できるようになることが期待されている。2024年5月にはそのような趣旨のもとで「広島 AI プロセスフレンズグループ」が発足し、2025年10月時点で 58 の国・地域が加盟している。

## 1.2 日本のアプローチ:ソフトローとハードローの組み合わせ－ 新 AI 法+ガイドライン+既存法の部分改正の三層構造－

日本では、現時点においては、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律(以下「AI 法」という。)をベースに、包括的な AI 規制については法的拘束力がない「ソフトロー・アプローチ」

<sup>1</sup> (1)透明性の原則、(2)制御可能性の原則、(3)安全の原則、(4)セキュリティの原則、(5)プライバシーの原則、(6)倫理の原則、(7)利用者支援の原則、(8)アカウンタビリティの原則

<sup>2</sup> 古川直裕・吉永京子「責任ある AI とルール」(一般社団法人金融事情研究会)、2024年5月

<sup>3</sup> 広島 AI プロセス「ホーム」  
(<https://www.soumu.go.jp/hiroshimaaiprocess/>)

<sup>4</sup> 広島 AI プロセス「Hiroshima Process International Guiding Principles for Organizations Developing Advanced AI System」

([https://www.soumu.go.jp/hiroshimaaiprocess/pdf/document04\\_en.pdf](https://www.soumu.go.jp/hiroshimaaiprocess/pdf/document04_en.pdf))

<sup>5</sup> 広島 AI プロセス「Hiroshima Process International Code of Conduct for Organizations Developing Advanced AI Systems」

([https://www.soumu.go.jp/hiroshimaaiprocess/pdf/document05\\_en.pdf](https://www.soumu.go.jp/hiroshimaaiprocess/pdf/document05_en.pdf))

と、個別分野の AI 規制においては既存法の部分修正というハードローのアプローチが採られている。

### 1.2.1 包括的な AI:ソフトロー・アプローチ

2021 年 7 月に経済産業省から公表された「我が国の AI ガバナンスの在り方 Ver.1.1」では、日本がとるべきガバナンスのアプローチとして「現時点では、特定の分野を除き、AI 原則の尊重とイノベーション促進の両方の観点から、AI 原則を尊重しようとする企業を支援するソフトローを中心としたガバナンスが望ましいと考えられる<sup>6</sup>」ということが表明された。

- 少子高齢化による労働力低下等の社会課題の解決手段として、AI 活用が期待されていること
- 法律の整備・施行と AI の技術発展・社会実装との間でタイムラグが発生すること
- 細かな行為義務を課した規制を行うとイノベーションを阻害する可能性があること

等から、AI がもたらす社会的リスクの低減を図るとともに、AI のイノベーション及び活用を促進していくために、事業者による自主的な取り組みを促し、非拘束的なソフトローによって目的達成に導くゴールベースの考え方で作成<sup>7</sup>したのが 2.1 で説明する AI 事業者ガイドラインである。そのため、日本のアプローチは、現時点では法的拘束力がない「ソフトロー」をベースにしているといえる。今年 5 月末に成立した AI 法(2.4 で解説する。)においても「AI に関するイノベーション促進とリスクへの対応の両立」という観点から同様な考え方立つため、同法は AI の利活用に事業者に対する直接的な罰則規定はない。

その他、関係府省庁が公表している AI 関連のガイドラインについては、以下のようなものが出ている。

(参考3) 関係府省庁が公表している各種ガイドライン等 (一例、順不同)		
分野、対象者	名称	所管
AI 開発者、提供者、利用者 (公的機関を含む)	AI 事業者ガイドライン	総務省、 経済産業省
政府の生成 AI、政府職員	行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン	デジタル庁
自治体職員	自治体における AI 活用・導入ガイドブック	総務省
学校教育関係者	初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン	文部科学省
プラント保安分野	プラント保安分野における AI 信頼性評価ガイドライン	消防庁、 厚生労働省、 経済産業省
大学、高等専門学校	大学・高専における生成 AI の教学面の取扱いについて	文部科学省
著作権	AI と著作権に関する考え方について	文化庁
個人情報取扱事業者、 行政機関等	生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等について	個人情報保護委員会
契約に関する全ての者	AI・データの利用に関する契約ガイドライン	経済産業省
農業関係者、農業機械メーカー、 ICT ベンダ等	農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン	農林水産省
医療機関等の医療従事者、 学術研究機関等の研究者、 民間企業等の開発担当者	医療デジタルデータの AI 研究開発等への利活用に係るガイドライン	厚生労働省
子ども・子育て分野 (自治体、保育施設等)	生成 AI の導入・活用に向けた実践ハンドブック	こども家庭庁
AI 開発者、提供者、利用者 コンテンツ制作に携わる産業界	AI の利用・開発に関する契約チェックリスト コンテンツ制作のための生成 AI 利活用ガイドブック	経済産業省 経済産業省
知的財産権	AI 時代の知的財産権検討会中間とりまとめ	知的財産戦略推進事務局

出典:人工知能戦略本部(第1回)資料 2-3([https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai\\_hq/1kai/shiryo2\\_3.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_hq/1kai/shiryo2_3.pdf))

<sup>6</sup> AI 原則の実践の在り方に関する検討会「我が国の AI ガバナンスの在り方 ver.1.1」(2021 年 7 月)  
([https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/ai\\_shakai\\_jisso/pdf/20210709\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/20210709_1.pdf))

<sup>7</sup> 総務省・経済産業省「AI 事業者ガイドライン(第 1.1 版)」(2025 年 3 月)  
([https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/ai\\_shakai\\_jisso/pdf/20250328\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/20250328_1.pdf))

## 1.2.2 個別分野:既存法(ハードロー)の部分改正

一方、日本においては、包括的な AI 法やガイドラインだけでなく、個別分野においては、必要に応じて既存法の改正が進められている。代表的な改正例は以下のとおりである。中には個人情報保護法や著作権法のように、AI 開発というイノベーションの促進のために規制が緩和されたものもある。

### ● 個人情報保護関連

個人情報保護法(2020年改正、2022年施行)	イノベーション促進の観点から「仮名加工情報」が創設され、本人を識別しない形での事業者内部における分析・利用が条件で、当初の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超える利用目的の変更が可能となる等、一定の義務の緩和がなされた(法第 41 条第 9 項)。例えば、当初の個人情報の利用目的に、「AI の学習済みモデルを開発するための学習用データセットとして利用すること」という目的が含まれていなかった場合でも、仮名加工情報に加工することで、本人の同意なく利用目的を変更し、変更後の利用目的で利用することができるようになった <sup>8</sup> 。
電気通信事業法(2022 年改正)	「利用者情報の外部送信規律」(いわゆる「Cookie 規制」)が導入され、AI 広告やレコメンドに使われるトラッキング情報の送信について、利用者が自身の情報が送信されていることを認識し、主体的に情報をコントロールできるようにするために、利用者への通知・同意が必要になった。

### ● 知的財産関連

著作権法(2018 年改正、2019年1月1日施行)	「非享受目的」で著作物を利用する場合、著作権者の許諾を得ずに利用できるようになった。これにより、機械学習のためのテキスト・データマイニング(TDM)利用や技術開発のための試験的な録音・録画や、情報解析が可能となった(法第30条の4)。
----------------------------	---

### ● 労働・雇用

職業安定法(2022 年改正)	「労働者の募集に関する情報又は労働者になろうとする者に関する情報に順位を付して表示する場合における主要な事項」などの事業情報の公開について努力義務が課された(法第 43 条の6、規則第 31 条の4)。これは、表示順を決定するためにいわゆるアルゴリズムを使用している場合に、当該アルゴリズムにおいて表示順を決定するために用いられる主要な事項を公開の対象とする一方で、当該アルゴリズムの記述や主要な事項を用いた計算手順等の内容の公開を求めるものではない <sup>9</sup> 。
-----------------	--

### ● 金融

金融商品取引法(2017 年改正)	2017 年の改正金融商品取引法により、アルゴリズムなどを用いた高速取引行為(HFT、ハイ・フリークエンシー・トレーディング)を行う業者には登録が義務付けられ、取引記録の作成・保存、当局への通知が求められるようになった。
-------------------	--

### ● 交通

道路交通法(2022 年改正)	レベル 4 自動運転の実装を可能にする改正(2022 年)が行われ、AI 搭載車両に関する運行主体や安全管理の法的枠組みが導入された。
-----------------	---

<sup>8</sup> 長島・大野・常松法律事務所「データ利活用と個人情報保護 — AI・機械学習と「仮名加工情報」の可能性(1)」(2022 年 2 月) ([https://www.noandt.com/features/technology\\_01/](https://www.noandt.com/features/technology_01/))

<sup>9</sup> 厚生労働省「令和4年 改正職業安定法Q&A」(<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000965559.pdf>)

### ● プラットフォーム

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律(2020年成立)	デジタルプラットフォームのうち、特に取引の透明性・公正性を高める必要性の高いプラットフォームを提供する事業者を「特定デジタルプラットフォーム提供者」として指定し、規律の対象となった。特定デジタルプラットフォーム提供者は、取引条件等の情報の開示及び自主的な手続・体制の整備を行い、実施した措置や事業の概要について、毎年度、自己評価を付した報告書を提出しなければならない。また、利用者に対する取引条件変更時の事前通知や苦情・紛争処理のための自主的な体制整備などが義務付けられる。
---	---

また、法律の改正ではないが、ディープフェイクを用いたポルノの公開を名誉棄損罪及び著作権法違反とした裁判例も存在し、この結論は広く受け入れられている。

## 1.3 まとめ

以上見てきたように、日本では、現時点では罰則規定がないAI法をベースに、包括的なAI規制としては法的拘束力がないガイドライン、個別分野においては既存の法律の改正や立法というソフトローとハードローの組み合わせをとっている。AIによるリスクや損害は場面や文脈によっても異なること、また最初から罰則があるハードローにしてしまうと萎縮効果を生み、企業がイノベーションをしづらくなるというおそれもあるため、現段階ではこのようなアプローチをとっているといえる。ただ、外国企業も含めて企業が遵守しないような場合や具体的な損害が顕在化した場合には、ハードローへの移行は今後ありうるだろう。法的拘束力がある包括的なハードローになってしまふと、企業には法的義務が課され、法への遵守に伴うコンプライアンスコストがかさむため、企業にとっては望ましくない。それを回避するために、企業としては罰則がないから何もやらないのではなく、各種ガイドラインを遵守していることを示しながら責任あるAIの開発と利活用が必要となる。

## 2. AI ガバナンスに関する政府ドキュメント

---

### 2.1 AI 事業者ガイドライン

#### 2.1.1 AI 事業者ガイドラインについて

総務省と経済産業省が共同で作成した AI 事業者ガイドラインは、従来から存在していた「国際的な議論のための AI 開発ガイドライン案」、「AI 利活用ガイドライン～AI 利活用のためのプラクティカルリファレンス～」及び「AI 原則実践のためのガバナンス・ガイドライン Ver.1.1」を統合した内容となっている。

AI 事業者ガイドラインは「アジャイル・ガバナンスの思想を参考にしながら……Living Document として適宜更新を行うことを予定している」と謳っているとおり、第 1.0 版が公表された後7か月後には第 1.01 版が、その4か月後には第 1.1 版が公表された。第 1.1 版は、本編が約40頁<sup>10</sup>であり、別添が約170頁<sup>11</sup>である。また、第 1.0 版では、別添でチェックリスト・ワークシート、仮想事例、海外ガイドライン等の参照先一覧が掲載されている。

#### 2.1.2 AI 事業者ガイドラインの対象

AI 事業者ガイドラインの対象者は、開発者、提供者及び利用者の3つに大別される。開発者とは、AI システムを開発する事業者のことであり、提供者とは AI システムをサービスに組み込んで提供する事業者のことである。利用者とは、AI を利用する人一般のことをいうのではなく、事業活動において、AI システム又はサービスを利用する事業者のことである。

#### 2.1.3 本編

AI 事業者ガイドラインの基本理念は、「人間中心の AI 社会原則」、すなわち①AI を使いながら人間の尊厳が尊重される(Dignity)、②多様な背景を持つ人々が多様な幸せを追求できる(Diversity and Inclusion)、③持続可能な社会(Sustainability)にある。

AI 事業者ガイドラインは、更に、この目的に対して 10 個の共通指針を掲げる。「人間中心」、「安全性」、「公平性」、「プライバシー保護」、「セキュリティ確保」、「透明性」、「アカウンタビリティ」、「教育・リテラシー」、「公正競争確保」、「イノベーション」である。

これら共通指針の下、例えば「人間中心」であれば「人間の意思決定、認知等、感情を不当に操作す

---

<sup>10</sup> 総務省・経済産業省「AI 事業者ガイドライン(第 1.1 版)」(2025 年 3 月)

([https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/ai\\_shakai\\_jisso/pdf/20250328\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/20250328_1.pdf))  
Ministry of Internal Affairs and Communications Ministry of Economy, Trade and Industry「AI Guidelines for Business Ver1.1」(April 4, 2025)

([https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/ai\\_shakai\\_jisso/pdf/20240419\\_14.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/20240419_14.pdf))

<sup>11</sup> 総務省・経済産業省「AI 事業者ガイドライン(第 1.1 版) 別添(付属資料)」(2025 年 3 月)  
([https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/ai\\_shakai\\_jisso/pdf/20250328\\_3.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/20250328_3.pdf))  
Ministry of Internal Affairs and Communications Ministry of Economy, Trade and Industry「AI Guidelines for Business Appendix Ver1.1」(April 4, 2025)  
([https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/ai\\_shakai\\_jisso/pdf/20240419\\_16.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/20240419_16.pdf))

することを目的とした、又は意識的に知覚できないレベルでの操作を前提とした AI システム・サービスの開発・提供・利用は行わない」とか、「公平性」であれば「バイアスを生み出す要因は多岐にわたるため、各技術要素(学習データ、AI モデルの学習過程、AI 利用者又は業務外利用者が入力するプロンプト、AI モデルの推論時に参照する情報、連携する外部サービス等)及び AI 利用者の振る舞いを含めて、公平性の問題となるバイアスの要因となるポイントを特定する」といった、各共通指針に関して具体的に取り組むべき内容が示されている。

さらに、本編では、前述した開発者、提供者及び利用者の主体に分けて、共通指針に関して具体的に取り組むべき内容のうち重要な事項に特に言及している。

#### 2.1.4 別添(付属資料)

AI 事業者ガイドラインの本編に対して、別添(付属資料)は実践例を示す。前述したように、本編は、基本理念、すなわち「どのような社会を目指すのか(why)」と、共通指針の下各主体が取組むべき内容、すなわち「どのような取組を行うのか(what)」を記載したものである。これに対して、別添は、本編で示された取組内容の実践例、すなわち「どのようなアプローチで取り組むのか(how)」を記載したものである。別添 3 は AI 開発者向け、別添 4 は AI 提供者向け、別添 5 は AI 利用者向けと、本編で記載されている各主体ごとに、本編の記載事項及び共通の指針を解説したうえ、共通指針で示された取組の具体的な手法(実践)が列挙されている。

また、本編では、共通指針を実践するため各主体が AI ガバナンス(AI の利活用によって生じるリスクをステークホルダーにとって受容可能な水準で管理しつつ、そこからもたらされる正のインパクト(便益)を最大化することを目的とする、ステークホルダーによる技術的、組織的及び社会的システムの設計並びに運用)の構築が重要であると示唆されており、別添2では、AI ガバナンス構築の際のポイント(実践のポイント)と実践例が記載されている。

### 2.2 AI 戦略会議・AI 制度研究「中間とりまとめ」(2025 年2月4日)

#### 2.2.1 AI 戦略会議・AI 制度研究「中間とりまとめ」の概要

2025 年 2 月 4 日に公表された AI 戦略会議・AI 制度研究会の「中間とりまとめ」は、広島 AI プロセスの精神を基盤としつつ、我が国独自の AI ガバナンス体制の方向性を示す政府文書である。この「中間とりまとめ」は、生成 AI の急速な発展とそれに伴うリスクの顕在化を踏まえ、我が国が「世界でも最も AI を開発・活用しやすい国」を目指すための制度的枠組みを提示したものである。2024 年 7 月以降、計 7 回の研究会と 15 の研究者・事業者等からのヒアリングを経て策定された本文書は、イノベーション促進とリスク対応の両立を基本理念として、AI ガバナンスの具体的方向性を示している。

#### 2.2.2 基本的な考え方

##### (1) イノベーション促進とリスク対応の両立

中間とりまとめの最大の特徴は、AI のイノベーション促進とリスクへの対応を両立させるアプローチ

を採用した点にある。研究開発支援については、データや計算資源の整備、人材育成、次世代 AI 人材育成プログラム等の継続的な支援を提唱する。同時に、法令とガイドライン等のソフトローを適切に組み合わせ、事業者の自主性を尊重しつつ必要最小限の規制にとどめる方針を明確にしている。

## (2) 国際協調の推進

G7 における広島 AI プロセスの推進、国連の「グローバル・デジタル・コンパクト」(2024 年 9 月採択)、欧州評議会の「人工知能と人権、民主主義及び法の支配に関する欧州評議会枠組条約」、OECD AI 原則(2024 年 5 月改定)、GPAI(Global Partnership on Artificial Intelligence)等、多国間枠組みにおける議論が活発に行われている。特に GPAI は 2024 年 7 月に OECD との統合パートナーシップを経て参加国が 44 に達し、アジア地域初の GPAI 専門家支援センターが東京に設置された。

### 2.2.3 AI のもたらし得るリスクと既存法令による対応

中間とりまとめは、AI のもたらし得るリスク例を 14 類型に整理し、それぞれに対応する主要法令を明確化している。ここで重要なのは、中間とりまとめでは、AI による権利あるいは利益の侵害への救済や法的制裁に特化した新法の創設又は既存法の改正ではなく、「既存の個別の法令の存在する領域においては、AI が各領域で様々な用途で利用され始めており、権利利益の保護の必要性が生じる場面も AI の用途に応じて異なることから、まずは当該法令の枠組みを活用しつつ対応すべきである」<sup>12</sup>として差し当たっては現行法ベースでの法的対応を念頭に置いていることである。以下は、「中間とりまとめ」9 頁に記載されている AI のもたらし得るリスクのマトリクスに条文番号など様々な補足を加えたものである。適宜参照されたい。

AI のもたらし得るリスクの例と想定ケース	主要法令・関連法規など	法的制裁・法的救済
①AI への秘密情報の入力による情報漏洩 <sup>13</sup>	●不正競争防止法 営業秘密侵害(第 2 条第 1 項第 4 号～第 10 号) 限定提供データ不正利用(第 2 条第 1 項第 11 号～第 16 号)	損害賠償責任(第 4 条) 刑事罰(第 21 条第 1 項・第 2 項・営業秘密侵害のみ)
	●民法(契約法) 秘密保持契約(NDA)違反による債務不履行	原則として損害賠償責任(民法第 415 条)
②AI の開発・学習及び生成・利用過程での著作権侵害 <sup>14</sup>	●著作権法 【開発・学習段階】 複製権(第 21 条)侵害の可能性 (ただし、第 30 条、第 30 条の 4 や第 47 条の 5 により侵害にならない可能性がある。) 【生成・利用過程】 複製権(第 21 条)、翻案権(第 27 条)、公衆送信権(第 23 条)の侵害／同一性保持権(第 20 条)侵害の可能性 (ただし第 47 条の 5 で侵害にならない可能性がある。)	差止請求(第 112 条) 損害賠償責任(民法第 709 条・第 710 条) 刑事罰(第 119 条など)

<sup>12</sup> AI 戦略会議・AI 制度研究会「中間とりまとめ」8 頁(2025 年 2 月)  
([https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/interim\\_report.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/interim_report.pdf))

<sup>13</sup> 経済産業省「秘密情報の保護ハンドブック」(2024 年 2 月)において AI 利用時の留意点が整理されている。

<sup>14</sup> 文化庁「AI と著作権に関する考え方について」(2024 年 3 月)を公表し一定の解釈が示されている。

AI のもたらし得るリスクの例と想定ケース	主要法令・関連法規など	法的制裁・法的救済
③産業財産権の侵害 <sup>15</sup>	●意匠法 意匠権侵害の可能性(第 23 条、第 38 条など)	差止請求(第 37 条) 損害賠償責任(民法第 709 条・第 710 条) 刑事罰(第 69 条など)
	●商標法 商標権侵害の可能性(25 条、37 条など) (ただし第 26 条に注意)	差止請求(第 36 条) 損害賠償責任(民法第 709 条・第 710 条) 刑事罰(第 78 条など)
④プライバシー侵害・個人情報保護違反 <sup>16</sup>	●憲法 プライバシー権、パブリシティ権(第 13 条参照)  ●個人情報保護法 個人情報取扱業者による個人情報の目的外利用(第 18 条) 個人情報取扱業者による個人情報の不適切利用(第 19 条) 個人情報データベース等の図利加害目的提供・盗用(第 178 条)	差止請求(民事保全法第 23 条第 1 項など) 損害賠償責任(民法第 709 条・第 710 条)  差止請求(民事保全法第 23 条第 1 項など) 損害賠償責任(民法第 709 条・第 710 条) 刑事罰(第 178 条)
⑤AI 搭載製品の誤作動による生命・身体への影響	●道路運送車両法 自動運行装置(第 41 条第 2 項):第 49 条第 2 項(点検整備記録),第99条の 3 第 1 項第 1 号(特定改造の許可)  ●薬機法 医療機器プログラム(2 条 13 項), 39 条(許可), 39 条の 3(届出), 43 条(検定), 65 条(基準不適合時の販売製造禁止)  ●労働安全衛生法 AI を搭載した機械: 第 37 条(特定機械にかかる許可)、第 38 条(特定機械にかかる検査等)、第 46 条(登録)、第 40 条(無検査特定機械の使用制限)、第 45 条(定期自主検査)	【刑事罰】 ●道路運送車両法: 第 109 条第 14 項(無許可の改造) ●薬機法: 第 84 条第 12 号・第 15 号・第 23 号, 第 87 条第 12 号 ●労働安全衛生法: 第 107 条、第 109 条第 1 号、第 120 条  【民事】 * 損害賠償責任(民法第 709 条、第 710 条) ・製品の欠陥に由来する場合には製造物責任法第 3 条により被害者の立証負担を軽減 ・自動車事故に由来する場合には自動車損害賠償保障法第 3 条により加害者に举証責任 * 国または地方自治体に属する製品による場合には国家賠償法第 2 条による营造物責任
⑥ディープフェイク(AI で合成した肖像・声等の悪用)	●民法 権利侵害: 肖像権あるいはパブリシティ権侵害 ●刑法 利用態様に応じた犯罪類型に当てはめ ●児童ポルノ禁止法 児童ポルノ(第 2 条第 3 項)の製造・頒布等 ●情報流通プラットフォーム対処法 大規模オンラインプラットフォーム事業者の義務(第 24 条以下)	●損害賠償責任(民法第 709 条・第 710 条) * 人格権に基づく妨害排除・妨害予防請求  ●刑事罰(刑法) 脅迫罪(第 222 条)、名誉毀損罪(第 230 条)、わいせつ物頒布等罪(第 175 条)、詐欺罪(第 246 条)、偽計業務妨害罪(第 233 条)など  ●児童ポルノ禁止法 第 7 条所定行為の犯罪行為  ●情報プラットフォーム流通法 明白な権利侵害情報の発信者情報開示制度(第 3 条、第 8 条)
⑦バイアス(差別・偏見)の助長	●ヘイトスピーチ解消法 国民の努力義務(第 3 条)、国及び地方公共団体の責務(第 4 条) ●労働関係法令	【刑事罰】 ・労働基準法第 109 条第 1 号  【民事】

<sup>15</sup> AI 時代の知的財産権検討会「AI 時代の知的財産権検討会中間とりまとめ」(2024 年 5 月)で法的ルールの考え方を整理している。

<sup>16</sup> 個人情報保護委員会「個人情報保護法いわゆる 3 年ごとの見直しに係る検討の中間整理」(2024 年 6 月)も参照。

AIのもたらし得るリスクの例と想定ケース	主要法令・関連法規など	法的制裁・法的救済
	<p>均等待遇(労働基準法第3条)、性別を理由とする差別の禁止(男女雇用機会均等法第5条以下)など</p> <p>●障害者差別解消法 国民の責務(第4条)、合理的配慮に関する環境の整備(第5条)、行政機関における障害を理由とする差別の禁止(第7条) 事業者における障害を理由とする差別の禁止(第8条)</p> <p>●部落差別解消法 国民の努力義務(第2条)、国及び地方公共団体の責務(第3条)</p> <p>●個人情報保護法 個人情報取扱業者の要配慮個人情報(第2条第3項)の適正取得(第20条第2項)、目的外利用の禁止(第18条)不適正利用の禁止(第19条)など</p>	<p>・不法行為に基づく損害賠償請求(民法第709条・第710条)</p>
⑧偽・誤情報による情報操作	<p>●民法 権利侵害:名誉権または肖像権侵害</p> <p>●刑法 行為に対する犯罪類型に当てはめ</p> <p>●行政法規 医薬品等の虚偽広告または誇大広告の禁止(薬機法第66条)など</p> <p>●公職選挙法 公職の候補者に対し当選を得させる・得させない目的での虚偽事項の公表(第235条)</p>	<p><b>【民事】</b> ・不法行為に基づく損害賠償請求(民法第709条・第710条) ・名誉回復のための措置(民法第723条:名誉のみ)</p> <p>*特定個人に対する権利侵害情報の発信者情報開示請求をなしうることができる(情プラ法第3条・第4条(公職候補者)、第8条)</p> <p><b>【行政制裁】</b> ・措置命令(薬機法第72条の5) ・課徴金(薬機法第75条の5の2)</p> <p><b>【刑事罰】</b> ・名誉毀損罪(刑法第230条) ・誇大広告等規制違反の罪(薬機法第85条第4号) ・虚偽事項公表罪(公選法第235条)</p> <p><b>【公民権停止】</b> ・虚偽事項公表罪(公選法第235条)に伴う選挙権・被選挙権の停止(公選法第252条)</p>
⑨AIの誤った判断で個人が行政サービスを受けられない等の国民の不利益	<p>●憲法 適正手続保障(第31条)</p> <p>●行政手続法 審査基準の策定・公表義務(第5条) 処分基準の策定・公表努力義務(第12条)など</p>	
⑩サイバー攻撃(ウィルスの作成等)	<p>●刑法 行為に対する犯罪類型に当てはめ</p> <p>●不正アクセス禁止法 不正アクセス行為(第2条第4項)の禁止(第3条)</p>	<p><b>【刑事罰】</b> 不正指令電磁的記録に関する罪(刑法第168条の2・3) 不正アクセス禁止法違反の罪(不正アクセス禁止法第11条)</p>
⑪ハルシネーション (AIが虚偽の情報を作成)	<p>●民法 債務不履行責任(第415条以下) 不法行為(第709条)</p>	<p>不法行為に基づく損害賠償請求(民法第709条・第710条)</p> <p>債務不履行に基づく損害賠償請求(民法第415条)</p>
⑫環境負荷の増大	<p>●地球温暖化対策の推進に関する法律 地球温暖化対策の推進(第2条の2)、国の責務(第3条)、地方自治体の責務(第4条)、事業者の責務</p>	

AI のもたらし得るリスクの例と想定ケース	主要法令・関連法規など	法的制裁・法的救済
	(第 5 条)、国民の責務(第 6 条)	
⑬人間と AI の負の相互作用 ⑭AGI が制御不能になる懸念	●自殺対策基本法 自殺対策の基本理念(第 2 条)、国及び地方自治体の責務(第 3 条)、事業主の責務(第 4 条)、国民の責務(第 5 条) (現時点で対応法令なし)	

## 2.2.4 具体的な制度・施策の方向性

### (1) 全般的な事項

#### 1) 政府の司令塔機能の強化と戦略策定

全体を俯瞰する司令塔機能の強化と、AI の安全・安心な研究開発・活用のための戦略(基本計画)の策定を法定化すべきとしている。

#### 2) 安全性の向上等

(1)AI ライフサイクルを通じた透明性と適正性の確保:広島 AI プロセス準拠の指針整備、(2)安全性評価と認証:国内外の組織が実践する安全性評価と認証制度の戦略的促進、(3)重大インシデント対応:政府による調査・情報収集、事業者・国民への指導・助言、情報提供を掲げ、(1)(3)の実施にあたっては、事業者の協力が不可欠であることから法制度による対応が適当であるとした。この構想が後述2.4の AI 法(令和 7 年 6 月 4 日施行)の創設へつながった。

### (2) 政府等による利用

政府調達においては、AI 調達に特化したガイドライン等の整備が必要であり、政府が率先して AI を利用することで、国民による活用を促進することが重要であるとしている。ただし、国民の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないものについては、AI の出力結果を自動的に採用することのリスクを踏まえ、慎重に取り組むべきとの留意点も示されている。この検討が後述する生成 AI 調達・利活用ガイドライン(2025 年 5 月 27 日)の策定につながっている。

### (3) 生命・身体の安全、システミック・リスク、国の安全保障等に関わるもの

医療機器、自動運転車、基盤サービス等、特に国民生活や社会活動に与える影響が大きいものについては、各業所管省庁が既存の業法に基づき対応することを基本とする。2.2.3 のようにあくまで現行法ベースの対応を想定するが、新たなリスクが顕在化し既存の枠組みで対応できない場合には、制度の見直しあるいは新たな制度の整備等を含めて検討すべきとしている。

## 2.2.5 「中間とりまとめ」における事業者の責務

「中間とりまとめ」では事業者の責務として主に五つの事項を掲げている。

まず、①ガイドライン等の遵守と「役割・責任」の明確化である。AI 事業者ガイドラインなど国内向け規範を、事業者を含む主体が適切に遵守できるようにし、開発者・提供者等の役割を明らかにしたうえで責任を明確化することである<sup>17</sup>。次に、②ライフサイクル全体での透明性の確保(関係者間の情報共有)である。これは、過度な負担や過度な開示とならぬ配慮も併記しつつ、AI の安全・安心な研究開発・活用には、開発者—提供者、提供者—利用者の間で必要な情報を共有する透明性を確保することである<sup>18</sup>。次に、③不適切な出力低減、リスク情報の開示・共有、訓練用データセットの透明性支援など適正性の確保に向けた取組みである。ここでは、広島 AI プロセス等の趣旨を踏まえ、不適切な出力を減らす工夫、AI の概要やリスク等に関する情報の開示・共有、訓練用データセットの適切な透明性の支援等を検討することが示される<sup>19</sup>。さらに、④情報提供を含む政府による調査・把握等への協力である。ここでは、透明性と適正性の確保に関し、政府が事業者の状況等を把握し必要なサポートを講じるため、国内外の事業者による情報提供等の協力を得られるよう法制度で対応することが示される<sup>20</sup>。最後に、⑤安全性評価・第三者認証の活用(自主的取組の要請)である。この項目は、「責務」の語は用いていないが、事業者に期待される行動として、事業者が自主的に取り組む安全性評価や第三者認証の活用は有効な手段と位置づけられている<sup>21</sup>。

## 2.2.6 おわりに

「中間とりまとめ」は、我が国の AI 制度の方向性を示す重要な文書である。イノベーション促進とリスク対応の両立という基本理念の下、法令とソフトローの適切な組み合わせによる柔軟な制度設計を提唱している。特に、既存法令の活用を前提としつつ、真に必要な部分についてのみ新たな法制度を導入するという現実的なアプローチは、急速に発展する AI 技術に対応しながら、事業者の活動を過度に制約しないことを理念とする。これが後述する AI 法の創設や生成 AI 調達・利活用ガイドラインの策定に大きく貢献することになった。

## 2.3 行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン(生成 AI 調達・利活用ガイドライン)<sup>22</sup>

<sup>17</sup> AI 戦略会議・AI 制度研究会「中間とりまとめ」10-11 頁(2025 年 2 月)  
([https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/interim\\_report.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/interim_report.pdf))

<sup>18</sup> AI 戦略会議・AI 制度研究会「中間とりまとめ」14-15 頁(2025 年 2 月)  
([https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/interim\\_report.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/interim_report.pdf))

<sup>19</sup> AI 戦略会議・AI 制度研究会「中間とりまとめ」15 頁(2025 年 2 月)  
([https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/interim\\_report.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/interim_report.pdf))

<sup>20</sup> AI 戦略会議・AI 制度研究会「中間とりまとめ」14 頁(2025 年 2 月)  
([https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/interim\\_report.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/interim_report.pdf))

<sup>21</sup> AI 戦略会議・AI 制度研究会「中間とりまとめ」14 頁(2025 年 2 月)  
([https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/interim\\_report.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/interim_report.pdf))

<sup>22</sup> デジタル庁 デジタル社会推進会議幹事会「行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン」(2025 年 5 月)  
([https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fcfa67afc/80419aea/20250527\\_resources\\_standard\\_guidelines\\_guideline\\_01.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fcfa67afc/80419aea/20250527_resources_standard_guidelines_guideline_01.pdf))

Digital Agency Approved by the Council for the Promotion of a Digital Society Executive Board Meeting「The Guideline for Japanese Governments' Procurements and Utilizations of Generative AI for the sake of Evolution and Innovation of Public Administration」(May 27, 2025)

### 2.3.1 生成 AI 調達・利活用ガイドラインとは

生成 AI 調達・利活用ガイドラインは、政府業務における生成 AI の利活用促進とリスク管理を表裏一体で進めることを目的とし、デジタル庁が作成した。政府・各府省庁が導入すべき AI ガバナンス体制、生成 AI を利活用する際のリスク、調達時のチェック項目や調達・利活用に関するルール等を内容とする。

生成 AI 調達・利活用ガイドラインは、「人間中心の AI 社会原則」(平成 31 年 3 月策定)で掲げられた3つの基本理念(①人間の尊厳が尊重される社会(Dignity)、②多様な背景を持つ人々が多様な幸せを追及できる社会(Diversity and Inclusion)、③持続可能な社会(Sustainability))を、その基本理念とする。そして、生成 AI 調達・利活用ガイドラインによって、行政目的の効率的・効果的な実現、企画立案能力の向上、情報収集・分析能力の向上、政府が利活用する生成 AI 全体の機能性や品質及び費用対効果の向上、AI 分野における日本の国際競争力の向上及び産業の育成など9つの利益が実現することを目指すものである。

### 2.3.2 対象者及び対象となる生成 AI

生成 AI 調達・利活用ガイドラインは、各府省庁における生成 AI の調達を規律する。そのため、対象とする読者は政府職員である。政府職員とは、具体的に、AI 統括責任者(CAIO:Chief AI Officer)、企画者、開発者、提供者及び利用者と種別されている。最後の「利用者」とは、生成 AI システムを利活用する政府職員であるため、生成 AI 調達・利活用ガイドラインの対象者は幅広い。なお、独立行政法人や指定法人にも生成 AI 調達・利活用ガイドラインに準拠した取り組みを期待し、地方公共団体にも参考とされることを想定している。

生成 AI 調達・利活用ガイドラインが対象とする政府情報システムは、テキスト生成 AI を構成要素に含むシステムである。ただし、特定秘密を扱うシステム、重要経済安保情報や秘密文書を含むもの、公共の安全や秩序に深く関わる情報を扱うものは対象外となる。画像・動画生成、AI エージェントなどの AI は、将来、必要に応じて生成 AI 調達・利活用ガイドラインの適用対象となりうるとされる。

### 2.3.3 AI ガバナンス

各府省庁は AI 統括責任者(CAIO)を設置し、デジタル統括責任者又は副デジタル統括責任者級の政府職員がこの役割を担うことが定められている。AI 統括責任者は、各府省庁における AI ガバナンスの構築及び実践の司令塔として生成 AI システムの利活用状況を把握し、先進的 AI 利活用アドバイザリーボードへの報告の要否の判断をする。

デジタル庁は、先進的 AI 利活用アドバイザリーボードを開催し、同ボードでの議論等について紹介することや、各府省庁における生成 AI の利活用状況、ガバナンス状況等の必要な情報提供等を行うという事務局的機能を担う。先進的 AI 利活用アドバイザリーボードは民間有識者・政府職員を含む有識者で構成され、政府横断的に助言等を行う。

また、デジタル庁は、AI 相談窓口を設置し、各府省庁からの生成 AI 調達・利活用に関する相談を機

動的に受け付ける体制を整備する。

### 2.3.4 高リスクな生成 AI の管理

生成 AI 調達・利活用ガイドラインでは、利活用する生成 AI が高リスクである場合には、政府職員が先進的 AI 利活用アドバイザリーボードに報告し、助言を受けることを義務付ける。

高リスクに該当する可能性の高いケースとして、個人情報を使用し、人間の生命・身体・財産に影響を及ぼす業務における活用を想定しており権利侵害をする恐れがある場合等が例に挙げられている。このような、生成 AI が高リスクかどうか判断するにあたり、生成 AI 調達・利活用ガイドラインでは、A.利用者の範囲・種別、B.生成 AI 利活用業務の性格、C.要機密情報や個人情報の学習等の有無、D.出力結果の政府職員による判断を経た利活用の4つのリスク軸で評価する「高リスク判定シート」を提供する。

### 2.3.5 調達時のルール

生成 AI を導入する際の各府省庁と事業者との契約に関して、A 個別開発は実施せず、定型約款や規約等への同意によりサービスを開始するケース、B 生成 AI の個別開発は実施しないが、定型約款・規約等への同意に加え、個別契約を締結するケース、C 生成 AI の個別開発のため個別契約を締結するケース、という3つのケースが考えられる。

生成 AI 調達・利活用ガイドラインは、以上の A から C いずれのケースにおいても、調達時、つまり事業者との契約に向けた手続を進めるにあたり、生成 AI 調達・利活用ガイドラインの別紙3「調達チェックシート」と別紙4「契約チェックシート」を活用することを求める。これらチェックシートを検討し、必要に応じて、契約書ないしは、契約書に添付され契約の内容を構成する調達仕様書に、これらチェックシートに記載された項目を追加する必要があるとする。

調達チェックシートは、AI 事業者ガイドライン等を参考に、生成 AI 納入事業者の AI ガバナンス、適切なインプット・アウトプットやデータの取扱い、偽誤情報の出力防止等を含む LLM やサービスの品質確保、生成 AI システム特有のリスクケース発生時の適切な対応確保、国民等が利用する場合の適切な取扱確保(生成 AI によるアウトプットであることの表示等)、個人情報や知的財産の保護、セキュリティや説明可能性の確保といった観点から、29 項目の要求事項で構成されている。

契約チェックシートは、生成 AI システムのインプットに係る権利帰属関係、アウトプットに係る事業者の義務の範囲や知的財産権の帰属関係、生成 AI システム特有のリスクケース発生時の事業者の対応義務の範囲、期待品質の維持、環境への配慮等に係る事業者の対応義務の範囲等8項目で構成されている。

### 2.3.6 ガバメントクラウドの利活用

国の行政機関等は、その事務の実施に関する情報システムを整備する際、ガバメントクラウドの利活用を検討する義務がある(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第23条第2項)。生成 AI 調達・利活用ガイドラインは、国の行政機関等が新たに生成 AI を導入するにあたり、ガバメントクラウド等の共通機能上で提供される生成 AI システムを積極的に活用することが重要であることも指摘している。

## 2.4 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律(AI 法)

### 2.4.1 AI 法とは

2025 年 9 月 1 日に施行された AI 法は、全 28 条と附則 2 条から構成される。

AI 法制定の背景には、日本が他国に比べ、AI の研究開発・利活用の面で後れを取っていることがある。例えば、総務省情報通信白書(2025 年)によれば、生成 AI を使っている(使ったことがある)人の割合が日本では 26.7% であるのに対して、アメリカは 68.8%、中国は 81.2% と他国に比較して日本の割合が低い。その他、モデルの開発数や投資額、特許出願数といった面でも劣後している。国民に AI の利活用が広まらない原因は、情報漏洩等のリスクに対する懸念、AI の利点に対する理解不足、犯罪に利用される心配などである。

AI の利用率が低い原因として挙げられる国民の AI に対する不安感に対して、AI 法は、透明性の確保等を図るとして(第 3 条第 4 項)、その不安を払拭しようとする。また、国自身が AI を積極的に活用しそのユースケースや有用性を示すことが、国民に対する AI 活用のモチベーション促進、不安感の払拭に有用であると考えられるため、AI の積極的な活用を進める旨明言している(第 4 条)。

なお、AI 法は第 2 条に定義規定を設けている。同第 2 条で定義されている「人工知能関連技術」には生成 AI が含まれるが、これに限らず、開発においてデータの学習を高速化するための半導体技術や AI が生成したことを示す識別情報をコンテンツに埋め込む「電子透かし」といった関連技術も含まれる。

### 2.4.2 政府の司令塔機能、権限

AI 法は、AI が日本の「経済社会の発展の基盤となる技術」(第 1 条、第 3 条第 2 項)であるとして、国・政府によるその開発・利用の推進と統制を図ろうとしている。

内閣総理大臣を本部長とする「人工知能戦略本部」を設置し(第 19 条)、さらに、「人工知能戦略担当大臣」を新たに任命することを定める(第 23 条第 1 項)。なお、2025 年 9 月 1 日に人工知能戦略本部が設置され、人工知能戦略担当大臣も任命された。この人工知能戦略本部は AI に関する研究開発及び活用の推進に関する基本的な方針等を作成することになる(第 20 条)。

人工知能戦略本部は、一定の権限を有する。AI 法第 25 条は、人工知能戦略本部が、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び特に必要がある場合にはそれら以外の者に対しても、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができると定める。また、国は、研究機関及び活用事業者に対して指導、助言、情報の提供その他必要な措置を講じることができるとされる(第 16 条)。国の施策に協力しない事業者はこれらの規定による「必要な措置」として事業者名を公表される可能性があり、国・人工知能戦略本部が有する権限は事実上の強制力を伴う。

国・人工知能戦略本部の権限につき、AI 法の法律案に対する附帯決議第 9 条が参考となる。同附帯決議第 9 条は、「活用事業者等に対する調査、指導及び助言等に当たっては、当該事業者等の営業秘密や知的財産権の保護に配慮しつつ、過度に重い負担や情報開示を求めるないように留意すること。他方で、重大なリスクが生じるおそれのある事項に関し、指導や助言等に応じない活用事業者等に対する実効性ある措置のあり方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること」としている。

以上のように、AI 法の違反に対しては事実上の強制力が働くのみであり、罰則規定は定められていない。しかし、附則第 2 条「検討」規定は、国内外の AI を取り巻く動向や社会経済情勢の変化を踏まえ

て AI 法の施行状況を検証し、必要があれば所要の見直し措置が講じられると定める。したがって、例えば、国民の権利利益を著しく害する AI 製品・サービスに対して必要に迫られれば、AI 法に罰則規定が設けられる可能性も否定できない。

### 2.4.3 事業者の責務

AI を活用した製品又はサービスの開発又は提供をしようとする者その他の人工知能関連技術を事業活動において活用しようとする者を活用事業者という。

AI 法第 7 条において、活用事業者は国・地方公共団体の施策に協力しなければならないと定められている。活用事業者が協力しなければならない施策は、国・地方公共団体が策定・実施する人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策である。AI 法第8条において国民の責務に関する規定が定められており、同条は「国民は……施策に協力するよう努めるものとする」と規定されているのに對し、活用事業者に関する第7条は「協力しなければならない」と活用事業者に対して明示的に一層重い義務を課している。

活用事業者は以上のように施策に協力する義務を負うほか、前述のように、活用事業者が国民の権利利益を害する不適切な AI の活用を行った場合、国・人工知能戦略本部から調査や指導を受け、改善措置を講じるよう求められる可能性がある。

## 2.5 デジタル社会の実現に向けた重点計画

### 2.5.1 重点計画とは

デジタル庁は、毎年、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(以下「重点計画」という。)を公表している。デジタル社会形成基本法(令和 3 年法律第 35 号)第 39 条等法令に基づく。政府の閣議決定を経るもので、政府による日本のデジタル化の方針を示す。

2025 年 6 月 13 日に閣議決定された重点計画は次の5つから構成されている。①AI・デジタル技術等のテクノロジーの徹底活用による社会全体のデジタル化の推進、②AI-フレンドリーな環境の整備(制度、データ、通信インフラ)、③競争・成長のための協調、④安全・安心なデジタル社会の形成に向けた取組、⑤我が国の DX 推進力の強化(デジタル人材の確保・育成と体制整備)。これら5つを指針として、政策を行うこととなる。

重点計画では、例えば以下のような AI に関する施策が挙げられている。これら重点計画に掲げられた施策に対して予算が配分されることになる。

### 2.5.2 施策の例

#### (1) ガバメント AI

ガバメント AI として、行政分野で大規模言語モデル(LLM)を活用する。2025年10月現在、デジタル庁ではガバメント AI に係る取組の一部として、生成 AI 利用環境「源内」を構築し、利用を開始している。源内には、チャットや文書作成等においては、AWS「Nova Lite」並びに Anthropic「Claude3

「Haiku」及び「Claude3.5 Sonnet」を選択的に利用できるようにしている。過去の国会答弁の検索や公用文の誤脱等を確認する等の行政実務用途においては、内製開発したAIを利用できるようにしている。ガバメントAIは、ガバメントクラウド上に構築され、中央省庁だけでなく地方自治体も利用できるよう提供される予定である。これにより、予算や人材が限られる小規模自治体でも、共通基盤を通じて文書作成支援や問い合わせ対応など、一定レベルのAIサービスを利用できるようになる。行政全体でAIを活用することで、業務効率化や政策立案の高度化が進み、人手不足や意思決定の遅れといった構造的課題の解決にもつながる。

## **(2) オープンデータの推進**

行政機関等が保有する公共データのオープン化に係る取組の一環として、生成AIなど機械処理による活用も見据えて、AI学習データとしてのオープンデータのあり方など、従来の取組について再検証を進めるとする。

## **(3) AI向け計算資源・データセンターの整備**

AIの利用進展や通信トラフィックの増加により、データセンターへの需要が急速に拡大している。そのため、AI向け計算資源や官民のシステム・データを支えるデータセンターの適地への地方分散を加速させるとする。

## **(4) Security for AI**

政府は、2026年3月末までに、セキュリティ分野におけるAIの安全かつ効果的な開発・提供に向けたガイドラインの策定・公表を実施する。また、2026年3月末までに、AIの安全性確保に係る共同研究事業を推進する研究拠点を北米に構築し、米国等の専門機関とのAI安全性の共同研究を開始する。

## **(5) AI人材育成、確保**

AIに関する方針を推進するためには、その基盤となるデジタル人材の育成、採用が必須である。重点計画では、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づき、2026年度までに230万人のデジタル人材の育成を目指し、取り組みを進めるとしている。

### 3. 知的財産文化審議会著作権分科会法制度小委員会「AI と著作権に関する考え方について」(2024 年3月)

---

#### 3.1.1 本文書の構成・背景

生成 AI を巡っては、著作権に関する懸念や疑問が、著作権者や AI 開発事業者などの様々な主体から挙がっていた。本文書は、上記のような生成 AI と著作権の関係に関する懸念の解消を求めるニーズに応えるため、生成 AI と著作権の関係に関する判例及び裁判例の蓄積がないという現状を踏まえて、生成 AI と著作権に関する考え方を整理し、周知すべく取りまとめられたものである。

日本著作権法には第 30 条の 4 という規定が存在する。この規定は、情報解析目的での著作物の利用を原則として適法としている。本文書は、第 30 条の 4 に関する政府解釈を示しており、著作権法実務上も重要なものとなっている。

#### 3.1.2 本文書の内容

##### (1) 開発・学習段階

###### 1) 著作権法第 30 条の 4

事前学習・追加学習いずれにおいても、著作物を学習用データとして収集・加工する行為は、著作物を「複製」することを意味し、本来は、著作権者の許諾がないままに行えば、著作権侵害に該当する。著作権者が保護されるのは、著作物を「享受(=著作物の視聴等を通じて、視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられた行為)」する行為には、その対価が著作権者に支払われるべきという考え方が背景にある。小説は「読む」こと、音楽は「聴く」こと、動画は「視聴する」ことが、「享受」である。逆にいえば、「享受させることを目的としない」場合であれば、対価を観念できず、保護すべき経済的利益がなくなるため、「非営利目的か否か」、「研究目的か否か」といった点を問わず、著作権者の許諾が不要とされている(著作権法第 30 条の4)。AI 学習を含む分析行為はその典型例として定められている。

このため、開発・学習段階の著作物の複製は原則的に適法となる。他方、意図的に、学習データに含まれる著作物の創作的表現の全部又は一部を出力させることを目的とした学習を行うため(いわゆる「過学習」を意図的に行う場合など)、著作物の複製等を行う場合、享受目的が併存すると評価される。このように享受目的が併存する場合は、著作権法第 30 条の 4 は適用されないことを本文書は述べる。RAG についても、同様の基準で、著作物の全部又は一部を出力させる目的がある場合には、第 30 条の 4 の適用がない旨を本文書は述べる。

加えて、著作権法第 30 条の 4 はただし書において「当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合」は、適用がない旨を定める。本文書は、アイデアや作風が類似するものが大量に生成されたとしても、ただし書の適用はないことを述べる。そして、ただし書に該当する場合の例として、「情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物」を複製する場合を本文書は挙げる。ここでの「データベースの著作物」とは、個々のデータが著作物である

データベースを指すのではなく、情報の選択又は体系的構成に創作性があり、データベース自体に著作物性が認められる場合を指している。

## 2) 著作権法第47条の5

生成AIの開発・学習における情報解析に際して、対象著作物の享受目的が併存しており、第30条の4が適用されない場合であっても、著作権法第47条の5が適用される可能性がある旨を本述べる。第47条の5は、「電子計算機による情報解析を行い、及びその結果を提供すること」を目的とする著作物の利用行為(ただし軽微利用に限る、同1項2号)や、そのための準備行為(同2項)についての権利制限規定である。

### (2) 生成・利用段階

AI生成物による著作権侵害について、一般的な著作権侵害と同じく①類似性、②依拠性という枠組みで判断することを本文書は前提にしている。

#### 1) 類似性

本文書は、生成AIの出力による類似性判断において、人間による場合と同じ基準で判断することを述べる。

#### 2) 依拠性

本文書は、依拠性が認められる場合として、①AI利用者が既存の著作物を認識していたと認められる場合、②AI利用者が既存の著作物を認識していなかったが、AI学習用データに当該著作物が含まれる場合が存在することを述べる。①の場合の例として、本文書は、Image to Image(画像を生成AIに指示として入力し、生成物として画像を得る行為)のように、既存の著作物そのものを入力する場合や、既存の著作物の題号などの特定の固有名詞を入力する場合を挙げる。つまり、単に利用者が知っている画像がたまたま出力されたというのではなく、利用者が知っている画像を出力させようとした場合に依拠性があるということであると考えられる。

### (3) AI生成物の著作物性

本文書は、まず、AIが著作権者になることができない旨を述べる。そして、AI利用者が著作権者になるかは、著作権法の、著作権法上の従来の解釈における著作者の認定と同様に考えられ、共同著作物に関する既存の裁判例等に照らせば、生成AIに対する指示が表現に至らないアイデアにとどまるような場合には、当該AI生成物に著作物性は認められないと考えられると述べる。そのうえで、例として、著作物性を判断するに当たっては、以下の①～③に示すような要素があると考えられるとする。

### (4) 著作物性の判断をするに当たっての検討要素

①指示・入力(プロンプト等)の分量・内容	AI 生成物を生成するに当たって、創意的表現といえるものを具体的に示す詳細な指示は、創意的寄与があると評価される可能性を高めると考えられる。他方で、長大な指示であったとしても創意的表現に至らないアイデアを示すにとどまる指示は、創意的寄与の判断に影響ないと考えられる。
②生成の試行回数	試行回数が多いこと自体は、創意的寄与の判断に影響ないと考えられる。他方で、①と組み合わせた試行、すなわち生成物を確認し指示・入力を修正しつつ試行を繰り返すといった場合には、著作物性が認められることも考えられる。
③複数の生成物からの選択	単なる選択行為自体は創意的寄与の判断に影響ないと考えられる。他方で、通常創作性があると考えられる行為であっても、その要素として選択行為があるものもあることから、そうした行為との関係についても考慮する必要がある。

また、人間が、創意的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。もっとも、それ以外の部分についての著作物性には影響ないと考えられると述べる。

## (5) その他の論点

本考え方は、「学習済みモデルから、学習に用いられたデータを取り除くように、学習に用いられたデータに含まれる著作物の著作権者等が求め得るか否か」については、将来的な技術の動向も踏まえて見極める必要があるとする。本考え方は「著作権者等への対価還元」については、対価還元の手段として、著作権法において補償金制度を導入することは理論的な説明が困難であるとしつつも、コンテンツ創作の好循環の実現を考えた場合に、著作権法の枠内にとどまらない議論として、技術面や考え方の整理等を通じて、市場における対価還元を促進することについて検討の必要性を指摘する。さらに、本考え方は、著作物に当たらないものについて著作物であると称して流通させるという行為については、著作物のライセンス契約のような取引の場面においてこれを行った場合、契約上の債務不履行責任を生じさせるほか、取引の相手方を欺いて利用の対価等の財物を交付させた詐欺行為として、民法上の不法行為責任を問われることや、刑法上の詐欺罪に該当する可能性が考えられると指摘し、著作権法による保護が適切かどうかなど、著作権との関係については、引き続き議論が必要であるとする。

### 3.1.3 おわりに

本考え方は、将来の見直しにおいて、特に①AI の開発や利用によって生じた著作権侵害の事例・被疑事例、②AI 及び関連技術の発展状況、③諸外国における AI と著作権に関する検討状況を注視するとする<sup>23</sup>。日本国内では、2025 年 8 月に、複数の新聞社が Perplexity 社を著作権侵害で提訴したと報じられており、今後の展開が注目される。

## 3.2 AI 時代の知的財産権検討会「AI 時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」

### 3.2.1 本文書の構成・背景

本文書は、生成 AI が急速に普及し、創作物と見分けがつかないような成果物の大量生成が懸念を

<sup>23</sup> 知的財産推進本部「知的財産推進計画2025 ~IP トランスフォーメーション~」(2025 年 6 月 3 日)16 頁でも本考え方には言及されている。

呼ぶなか、知的財産権との新たな摩擦が顕在化したことを背景として、AI時代の知的財産権検討会(内閣府知的財産戦略推進事務局)により作成されたものである。これは 2017 年の「新たな情報財検討委員会報告書」が、学習用データ提供に係る権利制限や、AI 生成物の著作物性や、既存の著作物に類似した AI 生成物の検討方向を提示したことに端を発する。その後の技術と利用の激増を踏まえ、知的財産推進計画 2023 が「生成 AI 時代の知財の在り方」を重点施策に位置づけ、当検討会の議論が進められた<sup>24</sup>。併せて、生成 AI の開発・提供・利用を促しつつ、懸念・リスクへの適切な対応を図るねらいも明確にされている。

### 3.2.2 基本的視点

本文書の基本的視点は、①産業競争力の強化の視点、②AI 技術の進歩の促進と知的財産権の保護の視点、③国際的視点の三本柱である<sup>25</sup>。①「産業競争力の強化」とは、生成 AI の開発・提供・利用を促進し、公正で自由な社会経済環境の下で幅広い産業に付加価値を創出し、日本の産業競争力を高めることを目指すというものである。②「AI 技術の進歩の促進と知的財産権の保護の視点」とは、5～10 年先の将来を見据えつつ AI が日常に浸透し、AI によって新たな創造が可能になるという視点も踏まえ、生成 AI の開発・提供・利用において、AI 技術の適正な進歩を促進しながら知的財産権の適切な保護が図られる方策等を目指すものである。③「国際的視点」とは、AI は国際的な流通が容易であり国境を越えた課題であることを踏まえ、国際的な動向を踏まえた方策等を目指すものである。

### 3.2.3 法的対応

#### (1) 著作権法による対応

生成 AI 開発のための著作権で保護されたコンテンツの学習段階では、情報解析に供する限り許諾不要とする著作権法第 30 条の 4 の適用が原則として想定される<sup>26</sup>。ただし、特定の著作物の表現を出力させる目的が併存するなど「享受目的」が混在する場合や、権利者の利益を不当に害する場合は適用されない<sup>27</sup>。生成・利用段階では、侵害の成否は「類似性」と「依拠性」の二要件で判断され、学習データに当該著作物が含まれると依拠性が推認されうる。他方、創作的表現が出力されないような技術的措置が講じられていれば依拠性は否定されうる。また、依拠性の推認・反証の考え方や事業者への責任の可能性は、「中間とりまとめ」を権利者向けに編集した内閣府知的財産戦略推進事務局「AI 時代の知的財産権検討会『中間とりまとめ』—権利者のための手引き—」(以下「権利者のための手引き」という。)にも図解として整理されている<sup>28</sup>。また、AI 生成物が著作物として保護されうるかについては人が生成

<sup>24</sup> AI 時代の知的財産権検討会「AI 時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」3 頁(2024 年 5 月)  
([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528\\_ai.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf))

<sup>25</sup> AI 時代の知的財産権検討会「AI 時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」12 頁(2024 年 5 月)  
([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528\\_ai.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf))

<sup>26</sup> AI 時代の知的財産権検討会「AI 時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」14 頁(2024 年 5 月)  
([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528\\_ai.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf))

<sup>27</sup> AI 時代の知的財産権検討会「AI 時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」37-38 頁(2024 年 5 月)  
([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528\\_ai.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf))

<sup>28</sup> 内閣府知的財産戦略推進事務局「AI 時代の知的財産権検討会『中間とりまとめ』—権利者のための手引き—」(2024 年 11 月)([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/2411\\_tebiki.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/2411_tebiki.pdf))

全体概要については 21 頁・25 頁、学習段階については 22 頁、生成・利用段階については 30 頁に記述されている。

AIを創作のための「道具」として用い、創作意図と創作的寄与がどの程度積み重なったかを総合考慮して、個別具体的に判断されると示される<sup>29</sup>。

## (2) 著作権法以外の知的財産法との関係

### 1) 商標法

商標法は、商標使用者の業務上の信用の維持と需要者の利益の保護を目的とする制度であり、創作物の保護を目的とするものではないため、当該標章が自然人により創作されたか、AIにより生成されたかを問わず、法定の拒絶理由に該当しない限り登録が可能であり、AIが生成した標章も保護対象となりうる(商標法第3条・第4条)。侵害判断も従来どおり、指定商品・役務の同一性・類似性、標章の同一性・類似性、需要者の混同のおそれの観点から総合判断される<sup>30</sup>。なお、学習段階については、登録商標を含むデータをAIに学習させる行為は、商標法が予定する「指定商品・役務についての使用」に該当せず、商標権の効力が及ぶ行為ではないと整理される<sup>31</sup>。

### 2) 意匠法

画像意匠を含め「実施」(意匠に係る画像の作成・使用・提供等)に当たるときに意匠権侵害が成立する。学習段階では、登録意匠等を含むデータをAIに学習させても、意匠法第2条第2項の「実施」には当たらないため、意匠権の効力は及ばないとされる<sup>32</sup>。生成・利用段階では、AI生成物の中に他人の登録意匠等が含まれ、その利用が意匠権の効力が及ぶ行為に当たれば侵害となる。なお、AIの大量生成が新規性・創作非容易性の審査実務に与える影響については今後の検討が必要としている<sup>33</sup>。

### 3) 不正競争防止法

#### a. 商品等表示規制(不正競争防止法第2条第1項第1号・第2号)

周知・著名な「商品等表示」(出所を示す表示)に関する規制は、当該表示が人間により創作されたか人工知能により生成されたかを問わず適用される。侵害の成否は、外観・呼称などに基づき、需要者に出所混同を生じさせるかで判断される<sup>34</sup>。学習段階で、商品等表示を含むデータを学習させること自体

<sup>29</sup> AI時代の知的財産権検討会「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」20頁(2024年5月)  
([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528\\_ai.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf))

<sup>30</sup> 依拠性は侵害要件ではないとする。AI時代の知的財産権検討会「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」27-28頁参照(2024年5月)([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528\\_ai.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf))

<sup>31</sup> AI時代の知的財産権検討会「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」27頁(2024年5月)  
([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528\\_ai.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf))

内閣府知的財産戦略推進事務局「AI時代の知的財産権検討会『中間とりまとめ』—権利者のための手引き—」23頁(2024年11月)([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/2411\\_tebiki.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/2411_tebiki.pdf))

<sup>32</sup> AI時代の知的財産権検討会「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」25頁(2024年5月)  
([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528\\_ai.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf))

<sup>33</sup> AI時代の知的財産権検討会「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」25-26頁(2024年5月)  
([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528\\_ai.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf))

<sup>34</sup> AI時代の知的財産権検討会「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」28頁(2024年5月)  
([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528\\_ai.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf))

は、規制対象とされる「使用」には当たらず、不正競争行為には該当しないとされる<sup>35</sup>。

### b. 商品形態模倣規制(不正競争防止法第2条第1項第3号)

本規制について「模倣」とは他人商品の形態に依拠して実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいうため(第2条第5項)、類似性では足りず「実質的同一性」と「依拠性」が要件となる点が重要である<sup>36</sup>。学習段階で、商品形態を含むデータを学習させる行為は、模倣商品の譲渡等に当たらず規制の対象外とされる。他方、生成・利用段階では、AI生成物に他人の商品の形態が含まれ、その利用が「依拠」かつ「実質的同一性」を満たす場合に対象となる<sup>37</sup>。

### c. 営業秘密・限定提供データ

学習段階において、秘密保持義務のない外部の生成AIに情報を入力し、秘密管理性や限定提供性を失わせた場合は営業秘密(不正競争防止法第2条第6項)あるいは限定提供データ(不正競争防止法第2条第7項)としての保護の対象外となりうる点に注意が必要である。生成・利用段階では、学習済みモデルや出力にそれらと実質的に等しいものを含む元の営業秘密・限定提供データが含まれる場合、その使用・開示は元情報の使用・開示に該当しうるという。他方、相当蓄積された記事データベースと同一のデータベースをオープンなデータとして一般に公開している場合には、限定提供データ規制の適用除外(第19条第1項第9号口)となるという<sup>38</sup>。

## 3.2.4 技術的対応

技術的対応としては、AI生成物であることの明示的な表示や電子透かし(ウォーターマーク)、類否判定や入出力抑制によるフィルタリング、robots.txtやID・パスワードによる収集制限、学習妨害ノイズ、学習元コンテンツの追跡・除外の可能性などが挙げられる<sup>39</sup>。またID・パスワード等を回避して行うクローリングは、不正アクセス行為に該当し、不正アクセス禁止法違反として刑事罰の対象となる可能性も示唆される<sup>40</sup>。

## 3.2.5 対価還元にかかる契約による対応

<sup>35</sup> AI時代の知的財産権検討会「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」30頁(2024年5月)([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528\\_ai.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf))

内閣府知的財産戦略推進事務局「AI時代の知的財産権検討会『中間とりまとめ』—権利者のための手引き—」23頁(2024年11月)([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/2411\\_tebiki.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/2411_tebiki.pdf))

<sup>36</sup> AI時代の知的財産権検討会「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」30頁(2024年5月)([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528\\_ai.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf))

<sup>37</sup> AI時代の知的財産権検討会「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」30頁(2024年5月)([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528\\_ai.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf))

内閣府知的財産戦略推進事務局「AI時代の知的財産権検討会『中間とりまとめ』—権利者のための手引き—」28頁(2024年11月)([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/2411\\_tebiki.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/2411_tebiki.pdf))

<sup>38</sup> AI時代の知的財産権検討会「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」31-32頁(2024年5月)([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528\\_ai.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf))

<sup>39</sup> AI時代の知的財産権検討会「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」35頁(2024年5月)([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528\\_ai.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf))

<sup>40</sup> AI時代の知的財産権検討会「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」43頁(2024年5月)([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528\\_ai.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf))

契約自由の原則のもと権利制限の有無にかかわらず、当事者間で合意した対価還元契約の効力は妨げられないとする<sup>41</sup>。その具体例として、①追加学習(ファインチューニング)用データの有償提供、②創作者自身による生成 AI の開発・提供、③創作者自身の創作活動での生成 AI 活用が提示される。さらに、紛争が生じた場合には、民事訴訟や調停など裁判外紛争解決手続による解決も対価還元の経路となるとする<sup>42</sup>。

### 3.2.6 個別課題の所在とその対応

著作権の保護対象外である労力・作風の保護の在り方、パブリシティ権等の可能性など声の保護<sup>43</sup>、学習用データセットとしてのデジタルアーカイブ、刑事・民事責任の問題を含むディープフェイクなどが個別課題として整理される<sup>44</sup>。

### 3.2.7 横断的見地からの検討

法・技術・契約は相互補完的であり、安全性・公平性・透明性などを基軸とする AI ガバナンスと連動しつつ、関係者が連携することで「創作の好循環」を実現する方針が示される<sup>45</sup>。

### 3.2.8 AI 技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方

現時点では、AI が自律的に創作する段階とはいはず、人が AI を利用して生み出した発明が前提となる。したがって、発明者の認定は従来の考え方(特徴的部分への創作的関与)を適用しうる<sup>46</sup>。また、進歩性判断では技術常識・水準の把握を前提に、審査運用の精緻化や AI の審査活用が課題となる<sup>47</sup>。

### 3.2.9 まとめ

本中間とりまとめは、生成 AI の急速な発展という黎明期において、知的財産と人工知能との関係を

<sup>41</sup> AI 時代の知的財産権検討会「AI 時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」45 頁(2024 年 5 月)  
([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528\\_ai.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf))

<sup>42</sup> AI 時代の知的財産権検討会「AI 時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」47-48 頁(2024 年 5 月)  
([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528\\_ai.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf))

<sup>43</sup> 経済産業政策局 知的財産政策室「肖像と声のパブリシティ価値に係る現行の 不正競争防止法における考え方の整理について」(2025 年)も参照。この点について、中華人民共和国民法やニューヨーク州公民権法のように「声」を人格権や肖像権の内容として法律上の保護を与える法域もありうるが、我が国においては判例法理上の肖像権やパブリシティ権による保護、あるいは「声」を用いた実演の著作権法上のアプローチ、「声」を用いた商標(音声商標)や商品等表示に対する保護を模索する商標法・不正競争防止法上のアプローチが想定される。これに類似するアプローチとして、Lehrman et al. v. Lovo INC., Case 24-cv-03770-JPO, (S.D.N.Y. July, 10, 2025) も参照。

<sup>44</sup> AI 時代の知的財産権検討会「AI 時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」51 頁以下(2024 年 5 月)  
([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528\\_ai.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf))

<sup>45</sup> AI 時代の知的財産権検討会「AI 時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」66 頁以下(2024 年 5 月)  
([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528\\_ai.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf))

<sup>46</sup> 東京地判令和 6 年 5 月 16 日裁判所ウェブサイト、知財高判令和 7 年 1 月 30 日裁判所ウェブサイトではいずれも AI 自身が「発明者」になれない旨が判示される。これは Thaler v Comptroller-General of Patents, Designs and Trade Marks [2023] UKSC 49(英国連合王国最高裁)、0008/20 (Designation of inventor/DABUS) 21-12-2021(欧洲特許庁)、Thaler v. Vidal, 43 F.4th 1207 (Fed. Cir. 2022) (米国連邦最高裁)など諸外国の判決・審決と同様の論理となっている。

<sup>47</sup> AI 時代の知的財産権検討会「AI 時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」81 頁以下(2024 年 5 月)  
([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528\\_ai.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf))

法・技術・契約の各手段で相互補完的に組み合わせる方針を示し、関係府省庁の強固な連携の下、周知・啓発と民間の取組を後押しして AI ガバナンスに基づくエコシステムの実現を目指すべきだとする<sup>48</sup>。そのうえで、AI の開発者・提供者・利用者など各主体は、本書の考え方や取組例を参照し、AI 技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護の両立に向け、自主的に取組を進めることが期待され、総務省・経済産業省「AI 事業者ガイドライン」とも整合的に取り組むことが求められると締めくくる<sup>49</sup>。

---

<sup>48</sup> AI 時代の知的財産権検討会「AI 時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」90頁(2024 年 5 月)  
([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528\\_ai.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf))

<sup>49</sup> 「AI 事業者ガイドライン」のみならず、この「AI 時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」や内閣府知的財産戦略推進事務局「AI 時代の知的財産権検討会『中間とりまとめ』—権利者のための手引き—」については、知的財産推進本部「知的財産推進計画 2025 ~IP トランسفォーメーション~」(2025 年 6 月 3 日)16-17 頁においても言及されている。

## 4. 個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直し-AIに関連する論点を中心に

### 4.1 はじめに

本章では、日本の個人情報保護法のいわゆる 3 年ごと見直しに関する個人情報保護委員会及びステークホルダーによる一連の検討状況を整理し、紹介する。見直しに関する検討会における議論は多岐にわたり、課徴金制度や団体訴訟制度、個人データの利活用など幅広い論点が対象とされている。以下では、見直しに関する検討の全体の概要を記載しつつ、特に AI ガバナンスに関連する部分に焦点を当てて紹介することとする。

### 4.2 3 年ごとの見直しの背景と経緯<sup>50</sup>

個人情報保護法は 2003 年に制定されて以来、社会環境や技術進展に応じて改正が重ねられてきた。2020 年の改正法附則では、施行後 3 年ごとに国際的動向や技術進歩を考慮し、必要な措置を講ずることが規定された。これに基づき、2022 年 4 月に改正法が全面施行され、2023 年 11 月から見直し作業が開始されている。

2024 年 6 月には見直しに関する「中間整理」が公表され、課徴金制度や団体による差止請求制度の導入可能性、本人同意規制の在り方、AI やビッグデータ活用をめぐるリスクなどが取り上げられた。その後、同年 7 月末頃まで意見公募が行われ、2,448 件の意見が寄せられた。そのうち約 1,486 件が生成 AI に関するものであり、AI と個人情報保護の関係が社会的に極めて強い関心を集めていることが明らかになった。同年 10 月には意見募集結果を踏まえ「今後の検討の進め方」が示され、プロファイリングをはじめとする新技術への対応も、重点的に検討すべき課題とされた。

### 4.3 見直しの方向性

以下では、個人情報保護委員会が想定する具体的な規律の方向性を、AI に関する部分に限り、いくつか紹介する。

#### 4.3.1 AI 開発と本人同意の緩和<sup>51</sup>

見直しの検討では、統計作成等であると整理できる AI 開発等の統計情報等の作成のために、複数の事業者が持つデータを共有し横断的に解析するニーズが高まっていること、特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成や利用はこれによって個人の権利利益を侵害するおそれが少ないものであることから、このような統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されていること等を条件に、本人同意なき個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得を可能とすることが検討されている。

<sup>50</sup> 個人情報保護委員会「『個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討』の今後の検討の進め方について」(2025 年 1 月 22 日)

<sup>51</sup> 個人情報保護委員会「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」第 1 の 1(1)(2025 年 3 月 5 日)

### 4.3.2 顔データ等の取得における周知義務

生体データのうち、本人が閲知しないうちに容易に（それゆえに大量に）入手することができ、かつ、一意性及び不变性が高く特定の個人を識別する効果が半永久的に継続するという性質を有する顔特徴データ等は、その他の生体データに比べてその取扱いが本人のプライバシー等の侵害に類型的につながりやすいという特徴を有することとなっている。このため、顔データ等の取扱いに関する一定事項の周知を義務付けること、違法性の有無を問うことなく利用停止請求等を行うことを可能とすること、オプトアウト制度に基づく第三者提供を認めないことが検討されている。

### 4.3.3 病院等による学術研究目的での規制緩和

目的外利用規制、要配慮個人情報取得規制、第三者提供規制に係るいわゆる学術研究例外に依拠することができる主体である「学術研究機関等」に、医療の提供を目的とする機関又は団体が含まれることを明示することが検討されている。

## 4.4 今後の課題と展望

本章で見てきたように、様々な点から個人情報保護法制の修正が検討されている。これらの検討はいずれも、制度設計の具体化が今後必要となる。今後は、これらの検討内容を具体的に制度化する過程において、提示された論点を踏まえつつ、適切なバランスを図りながら制度設計を進めることが求められる。

## 5. 業界団体・企業の取組み

### 5.1 業界団体による取組み

AI ガバナンスに関する知見の共有とベストプラクティスの検討は、業界横断的に進展している。既存団体の中に AI ガバナンスに特化したグループが設立され、新たな業界団体や企業連合も次々に発足している。こうした企業間連携を通じ、各種ガイドラインやツールの策定が進んでいる。

以下では、AI ガバナンス体制の構築に資する、注目すべき業界団体の取組みと最新動向を整理する。

#### 5.1.1 一般社団法人 AI ガバナンス協会(AIGA)

一般社団法人 AI ガバナンス協会(AIGA)は、AI 技術の価値の最大化とリスク管理(AI ガバナンス)の社会実装を目指す業界団体であり、AI 活用のリスクマネジメントや、企業同士・産業横断での知見共有や課題抽出、国内外で進展する AI 関連政策に関する提言、認証制度の在り方や評価基準の検討等を行っている<sup>52</sup>。2025 年春には、企業が自社の AI ガバナンス体制やリスク管理、組織的な成熟度を自己評価できる「AI ガバナンスナビ」を開発した。企業がこのツールを使用することで、「社内ルール・リスク管理」「組織体制」「技術によるリスク検証」等の主要観点ごとに、4 段階評価(スコア)で現在地を可視化することができ、現状の AI ガバナンスの体制の抜け漏れを点検することや、業界横断で自社の水準の客観的把握が可能となる。「AI ガバナンスナビ」は今後も最新の技術・基準動向を反映しつつアップデートが行われる予定である<sup>53</sup>。

#### 5.1.2 日本ディープラーニング協会(JDLA)

日本ディープラーニング協会(JDLA)は、ディープラーニングを中心とした技術によって日本の産業競争力の向上を目指している業界団体であり、AI ガバナンス分野で日本国内の指針の形成や、実践的な取組みの促進等を行っている<sup>54</sup>。生成 AI の急速な普及を受け、企業や自治体が生成 AI を活用する際の基本ルールや注意点を整理したひな形として、2023 年 5 月に「生成 AI の利用ガイドライン(第 1 版)」とその解説を公開し、同年 10 月に多様な生成 AI ツールを組み合わせて導入する際の現実的な課題に対応することを容易にするために内容を更新した(第 1.1 版)。さらに、生成 AI を組み込んだシステム開発を外部に委託する際のユーザー・ベンダ間の契約について、契約締結の円滑化及びディープラーニング技術の産業活用促進を目的としたガイドラインとして、2025 年 9 月に「生成 AI 開発契約ガイドライン」を発表した。また、JDLA は、ディープラーニング技術の横断的かつ実質的な社会実装を図る活動に資する専門のテーマを議論する研究会を設置している。研究会では、AI ガバナンスの実践や評価、ディープラーニング等を用いた AI データにおける個人情報の取扱い、契約締結における AI 品質保証

<sup>52</sup> AI ガバナンス協会「公式ウェブサイト」(<https://www.ai-governance.jp/>)

<sup>53</sup> AI ガバナンス協会「【AIGA Online Symposium 開催レポート】AI ガバナンスナビ ver1.0 診断結果から見るリスク対応の最前線」(<https://www.ai-governance.jp/blog-articles/aigovernance-navi-1-0>)

<sup>54</sup> 日本ディープラーニング協会「開催レポート:JDLA Connect～AI 戦略とガバナンス～」(<https://www.jdla.org/ai-dl-frontline/event-20250326-2/>)

の在り方等を検討し、研究成果をまとめた複数のレポートを公開している<sup>55</sup><sup>56</sup>。

### 5.1.3 一般社団法人金融データ活用推進協会(FDUA)

一般社団法人金融データ活用推進協会(FDUA)は、金融機関の実務目線に立って AI・データ活用を推進し、業界の発展および個人のスキルアップに貢献することを目指す業界団体である<sup>57</sup>。金融機関が安全かつ効果的に生成 AI を活用できる環境を整えるため、2024 年 8 月に「金融機関における生成 AI の開発・利用に関するガイドライン(第 1.0 版)」を策定した。さらに、2025 年 7 月には、AI エージェントの活用メリットと問題点を盛り込み、AI ガバナンスに関する項目を新設した改訂版(第 1.1 版)を公表している。さらに、AI 利用に関する質問を受け付けて簡潔に回答する「FDUA 生成 AI 活用アシスタント(チャットボット)」もリリースし、実務者の支援を強化している<sup>58</sup>。

### 5.1.4 日本デジタルヘルス・アライアンス(JaDHA)

日本デジタルヘルス・アライアンス(JaDHA)は、デジタルの特性を生かした価値を臨床的意義や医療経済性の観点から適正に評価し、技術進展に柔軟な制度・規制の環境整備を目指す横断的研究組織である<sup>59</sup>。ヘルスケア事業者が生成 AI を安全かつ効果的に活用できるよう、2024 年 1 月に「ヘルスケア領域において生成 AI を活用したサービスを提供する事業者が参照するための自主ガイドライン(第 1.0 版)」を策定した。さらに翌年 2 月には、生成 AI の技術動向や、経済産業省・総務省が策定した「AI 事業者ガイドライン」、個人情報保護法の見直し等の関連法制度動向等を踏まえた改訂を行い、第 2.0 版を公表している<sup>60</sup>。

## 5.2 企業による取組み

2018 年にソニーグループが日本企業として初めて AI 倫理ガイドラインを制定して以降、日本の主要企業は自社の AI ガバナンスに関する指針や原則を相次いで打ち出し、AI の開発・利用に関する理念や遵守事項を明文化してきた。その後、AI ガバナンスの体制構築において、経営層直下の AI 専門組織を設置して全社戦略を統括すること、生成 AI を含む AI 活用に関するリスク管理や倫理基準を明確化すること、ステークホルダーとの透明性のある対話を重視すること等を通じ、法律・倫理・技術の複雑な課題に対応している。とりわけ、比較的早期に体制の確立を図ってきたソニーグループ<sup>61</sup>や富士通<sup>62</sup>等は、日本国外の多国籍企業と同様に、国際的な枠組みと整合性を保つつつ、独自の AI ガバナンス体

<sup>55</sup> 日本ディープラーニング協会「生成 AI の利用ガイドライン」(<https://www.jdla.org/document/>)

<sup>56</sup> 日本ディープラーニング協会「生成 AI 開発契約ガイドライン」(<https://www.ai-governance.jp/blog/achievement-250926>)

<sup>57</sup> 金融データ活用推進協会「法人概要」(<https://www.fdua.org/information>)

<sup>58</sup> 金融データ活用推進協会「生成 AIWG」(<https://www.fdua.org/activities/generativeai>)

<sup>59</sup> 日本デジタルヘルス・アライアンス「JaDHA とは」(<https://jadha.jp/aboutus/jadha.html>)

<sup>60</sup> 日本デジタルヘルス・アライアンス「【プレスリリース】ヘルスケア領域に特化した生成 AI 活用のガイドラインを改訂「ヘルスケア事業者のための生成 AI 活用ガイド」第 2.0 版」(<https://jadha.jp/news/news20250207.html>)

<sup>61</sup> ソニーグループ「AI Initiatives - ソニーグループの Responsible AI への取り組み」([https://www.sony.com/ja/SonyInfo/sony ai/responsible\\_ai.html](https://www.sony.com/ja/SonyInfo/sony ai/responsible_ai.html))

<sup>62</sup> 富士通「富士通の AI 倫理ガバナンス」(<https://global.fujitsu/ja-jp/technology/key-technologies/ai/aiethics/governance>)

制を構築している。

以下では、昨今 AI ガバナンス体制の構築に向け注目される主な企業の取組みを整理する。

### 5.2.1 ソニーグループ

ソニーグループ株式会社は、2018 年 9 月に「ソニーグループ AI 倫理ガイドライン」を制定し、日本企業で初めての本格的な AI 倫理方針を打ち出した。ガイドラインでは「豊かな生活とより良い社会の実現」「プライバシーの保護」「公平性の尊重」等、7 項目を掲げている。その後の社内体制整備も進み、2019 年に AI 倫理委員会を設置、2021 年には AI 倫理の専門知見を提供する専門部署も設置された。さらに 2021 年には製品・サービス開発において遵守すべき内部基準を定め、同年 7 月から AI 倫理リスクの審査プロセスを製品開発ライフサイクルに導入した。また、社外との対話にも積極的で、2017 年 5 月には非営利団体「Partnership on AI」に日本企業として初加盟し、国内では経団連の提言策定や政府の「人間中心の AI 社会原則」策定にも参画する等、多様なステークホルダーとの協働に努めている。

### 5.2.2 富士通

富士通株式会社は、2019 年 3 月に「富士通グループ AI コミットメント」を制定し、安全・安心で透明性のある AI の提供を打ち出した。同年 9 月には富士通グループ AI 倫理外部委員会を設置し、社外有識者による客観的な助言を取り入れ、当該委員会の議論内容を取締役会へ報告することで、AI 倫理をコーポレートガバナンスの一環として推進してきた。2022 年には、社内に AI 倫理ガバナンス室を新設し、AI や先端技術の社会実装が倫理的妥当性を備えているかを統制・促進する体制を構築し、AI 開発・活用における倫理ガバナンスを国際的な指針や法制度に照らして一段と強化している。さらに、技術・事業・人権・法律等の専門部署が構成する AI 倫理相談窓口を設け、現場の実装やユーザー観点からの課題に対応できる体制を整えている<sup>63</sup>。

### 5.2.3 NTT

日本電信電話株式会社(NTT 株式会社)は、AI を NTT グループ各社が活用する基本的な方針として、2024 年 6 月に「NTT グループ AI 憲章」等の規程類を制定した。当該規程類に基づきグループ全体で AI リスクマネジメントに取り組む体制を整えている。また、体制面では、AI に関する最高責任者の Co-Chief Artificial Intelligence Officer を配置し、AI ガバナンスを推進するため AI ガバナンス室を新設した。リスク管理にあたっては、AI の業務への利用に伴う法令違反、契約違反、社会的・倫理的批判等の課題を対象に、G7 広島サミットにおいて合意された国際的 AI 原則である広島 AI プロセス(Hiroshima AI Process)をはじめ、国際的に広く採用されているリスクベース・アプローチを採用している<sup>64</sup>。

さらに、グループ会社である株式会社 NTT データグループ及びその関連会社は、2024 年秋から

<sup>63</sup> 富士通「富士通の AI 倫理ガバナンス」

([https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/ai\\_shakai\\_jisso/pdf/2022\\_008\\_02\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/2022_008_02_00.pdf))

<sup>64</sup> 日本電信電話株式会社「NTT グループの AI ガバナンス規程類の制定、および AI ガバナンスの推進体制について～お客様が安心して利用できる AI の提供に向けた Co-CAIO、AI ガバナンス室の新設～」

(<https://group.ntt.jp/newsrelease/2024/06/07/240607a.html>)

「AI ガバナンスコンサルティングサービス」を提供し、企業の AI リスク診断から対策実行・運用まで、AI ガバナンス強化に必要な包括的支援を提供している<sup>65</sup>。

#### 5.2.4 ソフトバンク

ソフトバンクグループ株式会社は、「責任ある AI」をサステナビリティに関する重要課題（マテリアリティ）のうち最も優先度の高いマテリアリティとして特定し、適切なグループ AI ガバナンス体制の確立を目指している。具体的には、2023 年 4 月に生成 AI 利用ガイドラインを制定したほか、翌年 4 月には AI に精通した社外有識者委員と社内委員で構成する AI 倫理委員会を、AI ガバナンスのアドバイザリーボードとして設立した。社外有識者の多様な視点や知見を取り入れることで、ユーザー視点を踏まえた客観的かつ実効性の高い AI ガバナンスの実現を目指している<sup>66</sup>。また、全役職員に適用される「ソフトバンクグループ行動規範」に責任ある AI に関するアクションステートメントを追加し、生成 AI の積極的かつ適切な利用を促進している。

さらに、グループ会社である LINE ヤフー株式会社では、2021 年に前身となる Z ホールディングス 株式会社において「AI 倫理に関する有識者会議」を設置した。2022 年には「AI 倫理基本方針」を制定し、2023 年 7 月のチャット型生成 AI ツールを社内公開する際に「生成 AI 利用ガイドライン」の理解と e ラーニングのテスト合格を利用条件とする仕組みを導入し、社員の適切な AI 活用を推進している<sup>67</sup>。

#### 5.2.5 ABEJA

株式会社 ABEJA は、AI スタートアップの中でも早くから倫理方針を整備してきた。2019 年 7 月には、社外有識者から構成される「Ethical Approach to AI (EAA)」委員会を立ち上げ、社内で判断が難しい AI に関する課題を倫理・法務の観点から議論し、助言を得る体制を構築した。

2022 年 1 月には、自社の「AI ポリシー」を策定・社内実装し、社員や顧客と AI 倫理の認識を共有する取組みを開始している。さらに、ABEJA には、AI 倫理に関する政府、国際機関や産業団体の各種委員会で委員や有識者を務める社員が複数所属しており、こうした専門性を背景に、同年 7 月から外部向けに「AI 倫理コンサルティングサービス」の提供も開始した。このサービスを通じて、大手企業のリスクチェック体制の策定や AI 倫理委員会の設立等、AI ガバナンス体制の構築を支援している<sup>68</sup>。

#### 5.2.6 Preferred Networks

株式会社 Preferred Networks は、AI セキュリティやリスク管理を組織的に強化するため、「AI ガバナンス推進」という組織を設立した。経営的・技術的な観点からリスク評価委員会やセキュリティ委員会を設置し、AI 開発の倫理面やリスク面での審査・評価を実施している。また、AI ポリシーや開発方針

<sup>65</sup> NTT データグループほか「AI リスク診断から対策実行・運用まで支援する「AI ガバナンスコンサルティングサービス」を提供開始」(<https://www.nttdata.com/global/ja/news/topics/2024/073100/>)

<sup>66</sup> ソフトバンク「社外有識者などが参画する『AI 倫理委員会』を設立」([https://www.softbank.jp/corp/news/press/sbkk/2024/20240430\\_01/](https://www.softbank.jp/corp/news/press/sbkk/2024/20240430_01/))

<sup>67</sup> ソフトバンクグループ「責任ある AI」(<https://group.softbank/sustainability/mission/materiality/responsibleai>)

<sup>68</sup> ABEJA「ABEJA、京セラの AI ガバナンスの体制構築を支援」(<https://prtmes.jp/main/html/rd/p/000000188.000010628.html>)

を明文化し、品質保証のための QA 検査、レッドチーミング、セキュリティ検査を必須とした。プロジェクト単位で倫理審査やリスク評価を実施する仕組みにより、透明性や説明責任を備えた開発及び運用を行っている。さらに、AI ガバナンスに関する国際的行動規範や国内のガイドラインにも準拠し、実際の開発現場に即した体制構築に取り組んでいる<sup>69</sup>。

### 5.3 まとめ

本章で見てきたように、AI ガバナンスに関する取組みは、業界団体と企業の双方で進展している。業界団体は、リスク管理や政策提言を通じて横断的な知見共有とガイドライン策定を推進し、企業間協力の基盤を提供している。一方、企業は、自社の AI ガバナンス体制を整備し、倫理基準やリスク管理を社内に浸透させつつ、国際的な基準との整合性を確保することで、社会的信頼と競争力を両立させようとしている。

今後は、国内外の法規制や国際標準の動向が急速に変化していく中で、企業は経営層主導のもと、ガバナンス体制を段階的に整備・見直し・改善していくとともに、規制環境や社会的要請の変化、さらには AI 技術の進展に迅速に対応する柔軟性が一層求められる。これらの取組みの積み重ねが、我が国における信頼性ある AI 社会の実現につながることが期待される。

---

<sup>69</sup> Preferred Networks「AI ベンダーにおける AI セキュリティ・ガバナンスへの取組」  
(<https://speakerdeck.com/pfn/20250717-awt-2025-tokyo-pfn-ai-governance>)

---

## 執筆者紹介

---

- **古川直裕**

(弁護士、株式会社 ABEJA、AI 法研究会代表)

弁護士登録後、IT 企業に就職し数学とプログラミングを勉強の後、3 年ほど画像解析 AI を中心に AI 開発業務に従事し、調査や実装を行う。現在は、AI に関する知見を活かして AI に関する法律・リスクマネジメント業務を扱い、AI リスクマネジメントコンサルティングサービスを提供している。日本ディープラーニング協会「法と技術の検討委員会」委員、同人材育成委員会委員、OECD による Global Partnership on AI の専門会員。主な著作に『Q&A AI の法務と倫理』、『責任ある AI ルール』、『EU AI 法概説』など。

- **有坂陽子**

(ニューヨーク州弁護士、ソニーグループ株式会社)

東京大学法学部卒業、UCLA School of Law LL.M.修了。ソニーグループ株式会社法務部法務グループゼネラルマネージャー。AI 関連の寄稿では、中央経済社『ビジネス法務』、弘文堂『AI・データ倫理の教科書』、商事法務『NBL』・『別冊 NBL』等がある。AI 法研究会国際交流部会に所属。

- **高橋尚子**

(弁護士、法律事務所 ZeLo)

2005 年東京大学法学部卒業、2007 年東京大学法科大学院修了、2015 年 Stanford Law School LL.M.修了。

2008 年弁護士登録、2009 年森・濱田松本法律事務所入所、2011 年国会東京電力福島原子力発電所事故調査委員会勤務(出向)、2013 年 International Labour Organization 駐日事務所勤務(非常勤)、2015 年 World Resources Institute(Schneider Fellow)。2016 年株式会社三菱総合研究所入社、AI を含む先端技術、サステナビリティ、エネルギー分野における法的課題分析やガイドライン策定に従事。2021 年法律事務所 ZeLo 参画。2020 年より AI 法研究会事務局、現在国際交流部会に所属。

- **中崎尚**

(パートナー弁護士、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業、国立健康危機管理研究機構(JIHS)監事)

1998 年東京大学法学部卒業。2008 年 Columbia University School of Law (LL.M.) 修了後、米国ワシントン D.C. の Arnold&Porter 法律事務所勤務。慶應義塾大学大学院法務科講師を兼務。データ保護・プライバシー、IT、サイバーセキュリティ、AI・宇宙法等の先端分野・技術分野、EU 法ほか海外コンプライアンス対応に詳しい。経済産業省・総務省・内閣府ほか政府の有識者検討会に多数参加。「生成 AI 法務・ガバナンス」「AI 白書 2025」「EU AI 法概説」ほか著書・講演多数。AI 法研究会国際交流部会等に所属。

- **羽深宏樹**  
(京都大学法学研究科特任教授、スマートガバナンス株式会社代表取締役 CEO、日本・ニューヨーク州弁護士)  
AI・データ社会における法律や企業ガバナンス、社会統治を専門とする。東京大学法学部・法科大学院、スタンフォード大学ロースクール卒(フルブライト奨学生)。2020 年、世界経済フォーラムによって「公共部門を変革する世界で最も影響力のある 50 人」に選出された。主な著作に『AI ガバナンス入門—リスクマネジメントから社会設計まで』(ハヤカワ新書)。一般社団法人 AI ガバナンス協会代表理事、東京大学客員准教授、CSIS(戦略国際問題研究所)フェローも務める。AI 法研究会国際交流部会に所属。
- **早川政哉**  
(弁護士、デジタル庁戦略・組織グループ参事官補佐)  
2016 年慶應義塾大学大学院法務研究科修了。弁護士法人 Authense 法律事務所を経て、2024 年4月から現職。AI 法研究会国際交流部会所属。主な著作に「EU AI 法概説」。AI 法研究会国際交流部会事務局。
- **樋口満里絵**  
(弁護士、シーメンスヘルスケア株式会社)  
2016 年慶應義塾大学大学院法務研究科修了。株式会社クレディセゾンにて海外出資および JV 事業立ち上げに関する法的サポートに従事したのち、株式会社ポケモンにて契約審査、社内向けトレーニング、模倣品対策業務等に従事し、現職に至る。AI 法研究会国際交流部会に所属。
- **日原拓哉**  
(大阪大学社会技術共創研究センター 総合研究部門 特任助教(常勤))  
2023 年立命館大学法学研究科法学専攻博士後期課程修了。博士(法学)。  
2023-2024 年立命館大学衣笠総合研究機構法政基盤研究センター補助研究員、立命館大学 OIC 総合研究機構補助研究員を経て 2024 年 4 月より現職。そのほか、新潟大学 ELSI センター客員研究員、京都外国語大学非常勤講師、関西大学非常勤講師も務める。専門は刑法、AI と法。自動運転車法制や AI を介したサイバー犯罪や金融犯罪・知的財産犯罪など経済犯罪を研究。AI 法研究会国際交流部会所属。主な著作に『AI の活用と刑法』(成文堂, 2023 年)。AI 法研究会国際交流部会に所属。
- **福富友美**  
(弁護士、弁護士法人大江橋法律事務所)  
2010 年早稲田大学大学院法務研究科修了。2019 年 Northwestern Pritzker School of Law (LL.M.) 終了。  
2022 年 12 月～2025 年 6 月まで経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易管理課国際投資管理室に課長補佐としてフルタイム出向。国内外の M&A、会社法関連業務、外為法その他の経済安全保障法制対応に加え、AI、個人情報保護法に関わる相談にも対応。

AI 法研究会事務局を務めるとともに、国際交流部会、データ部会、業法部会、プライバシー部会に所属。主な著作に『AI プロファイリングの法律問題—AI 時代の個人情報・プライバシー』、『EU AI 法概説』(いずれも共著者として参画)など。

● 吉永京子

(慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特任准教授)

東京大学大学院法学政治学研究科修士課程修了(法学修士(LL.M.))。

三菱総合研究所(2003-23)、Yale Law School Information Society Project Visiting Fellow(2010-11)を経て、2023 年 10 月から現職。そのほか、Georgetown Law Institute for Technology Law & Policy Affiliate Scholar、OECD-GPAI 専門家委員、東京大学未来ビジョン研究センター客員研究員、国立情報学研究所客員准教授、経済産業省「AI 事業者ガイドライン検討会」委員、デジタル庁「先進的 AI 利活用アドバイザリーボード」構成員、民間企業の「AI 倫理委員会」社外委員等。情報通信・情報セキュリティに関する政策および法制度、AI を含む先端技術のガバナンスと倫理を研究。主な著作に『責任ある AI とルール』、『EU AI 法概説』など。AI 法研究会政策提言部会(副部会長)、国際交流部会(アドバイザー)、生成 AI 部会、プライバシー部会に所属。

AI ガバナンスレポート

2025 年 11 月

AI 法研究会

国際交流部会